

札幌市市民まちづくり活動促進テーブル
令和 7 年度第 3 回本部委員会

会 議 錄

日 時：2025年11月17日（月）午前10時開会
場 所：札幌エルプラザ 2階 会議室1・2

1. 開 会

○事務局（西山市民自治推進課長） 本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、令和7年度市民まちづくり活動促進テーブル第3回本部委員会を開催いたします。

本日の委員会の開催に際しては、池田委員、上田委員から事前に欠席の連絡をいただいております。

また、委員会の開催に当たりまして、事務局から連絡事項です。

本日の会議につきましては、公開で行われるため、後ろの席に市民の方、マスコミの方がいらっしゃることもあります。

また、この会議の内容につきましては、後日、札幌市のホームページに会議録として掲載することになります。そのため、各席には録音するための機器を接続したマイクを置かせていただいておりますので、ご発言される際にはマイクを使うようにお願いいたします。

続きまして、皆様のお手元にお配りした資料の確認をさせていただきます。

1枚目が次第になります、2枚目が座席表、3枚目の資料1がさぼーとほっと基金助成制度の見直しについて、資料2の令和8年度テーマ指定助成について、資料3の第4期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の進捗状況についてというものです。

続きまして、本日の流れについてご説明いたします。

本日は、議題が二つと、報告・連絡事項が二つになります。

まず、議題については、一つ目がさぼーとほっと基金の助成対象経費に関する見直しについて、二つ目が次年度テーマ指定助成についてです。報告・連絡事項については、一つ目が第4期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の進捗について、二つ目がテーブル委員の任期、改選についてです。

早速ですが、本日の議題に入っていきたいと思いますので、進行を倉知委員長にお願いしたいと思います。

倉知委員長、よろしくお願ひいたします。

2. 議 事

○倉知委員長 それでは、さぼーとほっと基金の助成対象経費に関する見直しについて進めていきます。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（下宮市民活動促進係長） それでは、資料1のさぼーとほっと基金助成制度について沿って、助成対象経費の見直し案についてご説明させていただきます。

具体的な見直し案につきましては、区分ごとに現状と関係者からのご意見をご説明した上で、今後の助成の考え方及び見直し案をご説明させていただきます。

それではまず、使用料・賃借料の区分からご説明します。

まず、使用料・賃借料の区分のうち、車両の使用料につきましては、現状は事業の内容などを踏まえて判断をしております。こちらについて審査委員からは、個人が所有する自家用車などを使用する場合に金額が高額であると思われるとのご意見がございました。

また、会場使用料につきましては、こちらも事業の内容等を踏まえて判断をしております。そして、報告時には費用の内訳が分かる資料の添付を求めております。審査委員からは、個人や活動団体が所有する会場や備品を使用する場合に、金額が高額であると思われるとのご意見をいただくケースがございました。

今後の助成の考え方としまして、使用料、賃借料は、事業実施における必要性や数量、金額、使用頻度などを踏まえて総合的に判断したいと考えております。

具体的な見直し案として、費目の切り分けと上限額の設定を行いたいと考えております。

レンタルやリース業を営む事業者への支払いにつきましては、使用料、賃借料として整理いたします。レンタル・リース業を営む事業者とは、例えば、レンタカーカー会社や会議室やホール、イベントスペースなどを一般に貸し出ししている事業者を想定しております。こちらは、これまで同様に、事業者からの請求に基づく実費を助成対象の経費といたします。

一方で、これら以外の者、個人や任意団体、NPO法人など、レンタルやリース業を事業として行っていない者への支払いは、この後にご説明する借用謝礼（新設）について整理しまして、上限額を日額1万円までと定めます。

この上限額は、主に個人から借用することが多い自家用車について検討したものです。

札幌市内で一般的にレンタカーを1日借りる場合に、乗用車の場合ですと1万円程度、ミニバンですと1万5,000円から2万円程度かかるなどを考慮した上で、借用謝礼は日額1万円までとしたいと考えております。

この見直しでは、費用の性質を明確にするため、費目の分離を図っております。

レンタル、リース業を営む事業者への支払いは従来どおり使用料、賃借料として整理する一方で、上記外の者、具体的には個人などレンタル業を事業としていない者への支払いは借用謝礼として切り分けます。さらに、この借用謝礼に対して日額1万円までの上限を設けることで金額の妥当性を確保し、審査委員の方々から指摘のありました高額な請求を防ぐ適正化を図りたいと考えております。

これにより、助成金の使途として、物品の使用、借用に関する対価が社会通念上の適正な金額内であることを担保し、助成制度の信頼性を維持することが可能になると考えております。

続きまして、報償費についてご説明します。

報償費の区分の中で、ボランティア謝礼をご覧ください。

これまで、報償費に関しては、講師等謝礼については区分ごとの上限金額を定めておりますが、ボランティア謝礼については、金額や支払い先に係る制限を定めておりません。

なお、人件費に相当するもの、活動団体で雇用しているスタッフへの給与などは助成対象外としております。

審査委員からは、主に2点のご意見をいただいております。

1点目は、支払い先について一定の制限を設けるべきというものです。

具体的には、構成員が活動団体から給与などを受けている場合の謝礼は助成対象外となることが適当であるとのご意見や、ボランティア謝礼が高額であると思われるとのご意見をいただいております。

これらのご意見を踏まえて、今後の助成の考え方では、人件費との区別を明確にするとともに、目安額を設定することで金額の適正化を図りたいと考えております。

まず、申請事業に従事する際に構成員が活動団体から給与などを受けている場合、ボランティア謝礼は助成の対象外といたします。

また、活動内容や借用物品に見合った社会通念に即した適正な金額を報償費として認めることいたします。

具体的な見直し案ですが、まず、構成員が活動団体から給与などを受けて申請事業に従事する時間は、ボランティア謝礼の助成対象外とすることを改めて明記し、助成対象となるボランティア謝礼と人件費を明確に区別いたします。

次に、ボランティア謝礼について目安額を設けます。

目安額は、1人につき日額1万円まで、1時間当たり1,250円といたします。

また、資格や専門的なスキルを要する場合、例えば、スポーツイベントに従事するような医師や看護師など、この目安額を超えて謝礼を支払う必要がある場合には、申請書にその理由を明記していただくことといたします。

また、借用謝礼につきましては新しく設けるもので、先ほど使用料・賃借料の区分の見直し案でご説明したとおり、新たな項目を設け、上限額を日額1万円までと定めます。

続きまして、役務費の区分の通信費・広告料についてご説明いたします。

通信費、広告料については、事業の内容等を踏まえて判断をしており、申請事業を実施するのに必要な費用に限ることとしております。

こちらの項目については、活動団体と審査委員の双方からご意見をいただいております。

活動団体からは、事業に関する分の通信費は助成対象経費として認めてほしいというご要望がございました。一方で、委員からは、汎用性が高く経常経費の側面が強いもの、ホームページの管理料やドメイン費などは認めるべきではないという慎重なご意見がございました。

今後の助成の考え方についてですが、事業に係る通信費、広告料は、活動団体の維持、運営

に伴う経費と明確に区別できる場合は、助成対象とすることといたします。

具体的な見直し案ですが、新たに電話回線を開設したり有料サービスを契約するなど、事業を実施するのに必要な費用に限定して助成対象といたします。その際、活動団体の維持、運営のために利用する回線やサービスなどと事業実施に必要な回線サービスなどの料金等を明細などで明確に切り分けられない場合には、助成対象外とします。

こちらは、団体の維持運営のための経費と事業実施に必要な経費を明確に区別することを基本とするものです。

次に、役務費のうち、委託費の区分をご覧ください。

委託費については、現状は、事業の内容等を踏まえて判断しており、申請時には委託費の発注見込額の合計額が10万円以上の場合に理由書と見積書の提出を求めております。

こちらについて審査委員から、事業の全部または大部分を委託するような事業は市民まちづくり活動と言えるのか疑義を感じるといったご意見や、活動団体の構成員や構成員が所属する企業や団体への委託については一定の制限をするべきではないかとのご意見をいただいております。

今後の助成の考え方についてですが、こちらは、委託業務の範囲、委託先の選定、金額などを踏まえて妥当であるのかを総合的に判断することとしたいと考えております。

具体的な見直し案ですが、先ほどご説明しました使用料、賃借料と同じように、委託先によって費目を整理したいと考えております。

具体的には、委託業務を事業として行う事業者への支払いについては委託費として整理し、これまで同様に委託先からの請求に基づく金額を助成対象経費とします。

一方で、個人や任意団体、NPO法人などで委託業務を事業として行っていない者への支払いはボランティア謝礼として整理し、目安額を1人につき日額1万円、1時間当たり1,250円を定めて一定の制限を設けます。

事業として行うことについてですが、一般にその業務を請け負っているかどうかで判断することとしたいと考えております。

例えば、チラシのデザインについて、NPO法人が障がい者作業所などを運営していて、広く印刷やデザインを請け負っている場合は当該法人に委託可能ですが、単に、構成員個人にデザインを依頼するような場合にはボランティア謝礼として整理することとしたいと考えております。

また、これまで助成申請時には委託額が10万円以上の場合にのみ提出を求めていた委託の理由書と見積書の提出を必須といたします。その上で、構成員が所属する企業や団体に委託をする場合には、その理由について記載を求めることがあります。

これにより、委託先の選定やその範囲、金額などを踏まえて妥当であるのかを総合的に判断することにより、制度の公平性を評価できるものと考えております。

最後に、人件費の取扱いについてご説明いたします。

現状、人件費につきましては、活動団体で雇用しているスタッフへ支払う給与、こちらは助成事業への従事時間に限ることとしており、現行ではテーマ指定助成についてのみ認めており、助成対象事業費の20%を上限としております。

参考に、人件費を助成対象経費として認めた経緯についてご説明いたします。

こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響でまちづくり活動が停滞していた際、団体の活動基盤の強化、財政的支援及び人材不足、人的支援を補うために、令和2年度の本部委員会において、新型コロナウイルス感染症の対策支援基金（テーマ指定助成）について人件費を認めたことが始まりです。

その後、令和5年度の本部会議においても、現在の新しいテーマ、ユニバーサル、ウェルネス、スマートについて引き続き人件費を認めることといたしました。

こちらについて活動団体からは、テーマ指定助成以外にも事業に関する業務に従事する部分の人の人件費について助成対象経費として認めてほしいという要望が寄せられております。

人件費の取扱いについては、今後のテーマ指定助成に関する取扱いと併せて検討することとしたいと考えております。

このため、現時点では見直しをせずに現行どおりの取扱いとさせていただきたいと考えてお

ります。

以上で、資料1についてのご説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどをよろしくお願ひいたします。

○倉知委員長 ただいまの説明に対して各委員からご質問やご意見をお願いしたいと思いますが、区分ごとに聞いていきたいと思います。

まず、使用料・賃借料についてご質問、ご意見はありますか。

○武岡委員 この委員会でも何度か引き合いに出してご紹介している子どもゆめ基金ですと、まず、車を貸し出した個人への借用謝金は助成対象外になっています。でも、こちらの見直し案だと、借用謝礼を新設して、日額1万円までであれば認めるということですね。

見直し案の二重丸の2番目に「料金表と金額の根拠資料の提供を求める場合がある」と書いてあるのですけれども、私は、「場合がある」ではなくて、根拠資料を必ず添付していただきたいと思います。根拠がなければその金額が適正かどうか分からないので、言い値で申請してくるようなことが予想されます。それは避けたほうがいいので、初めから根拠資料は提出していただきますとするのがよいと思います。

あとは、子どもゆめ基金には、さぽーとほっと基金に申請してくるような団体も結構重複して応募しているようなので、ご紹介すると、子どもゆめ基金では、借用謝金という区分があります。活動を実施する上で不可欠な物品や土地、田畠を個人から借りた際の謝金というものが借用謝金なのですが、物品は、活動当日に借用する場合のみとし、市販されていないものや市販されているものよりも安価に借用できるものに限る、というただし書がついています。

これに類するただし書が必要ではないでしょうか。そうしないと、上限額いっぱいで出てくるような気がします。これは、主に車両のことが見直し案に上がっていて、会場とか備品のことはこの見直し案では触れられていないような気がするのですけれども、事業を申請してくる団体が持っている会場で、1時間で幾ら、1日で幾ら、半日で幾らというふうにしてくる場合もあるのですけれども、この金額は適正なのか、高額ではないかと思うことが多いので、それが本当に適正なのか、根拠資料を示して、その根拠資料の中で、ほかの会場を借りるよりもこっちのほうが安いのだ、あるいは、安くないにしても同等だ、高過ぎることはないということを証明していただきたいと感じております。

とりあえず、この2点です。

○倉知委員長 まずは皆さんに伺っていきますが、ほかにご質問、ご意見がある方はいらっしゃいませんか。

○千田委員 このレンタル・リース業を営む事業者への支払いというのは、過去に認められたことがあったのかなというところです。もし過去の資料を確認していく中で、これが多めのであれば、調べることが可能なのかなと純粋に疑問に感じました。日額1万円までのところはガソリン代は入っていないですねという確認です。

○倉知委員長 では、まずは千田委員の質問への回答をお願いしてもいいですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） レンタル・リース料を営む事業者は、何か網羅的に調べたものではなく、過去の事業報告を見ている限りだと、レンタカーが一番多く、次に会場を借りることが多いと考えています。

こちらは、個人の方もしくは活動団体の方が会場を借りようと思ったときに広く貸しているところであればよいと考えていて、個人のつながりだから貸してあげるとか、そういうものは基本的に対象外になると考えております。

○千田委員 ガソリン代はどうですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） ガソリン代は使用料には含んでいません、ガソリン代を、別途、旅費として請求するのであれば、その距離に応じた区分を請求いただく形になります。

○倉知委員長 戻りまして、武岡委員の意見に対して、ほかの委員から追加の意見とか同意するとか、何か意見がある方はいらっしゃいませんか。

○下山委員 今の交通費は、個人が所有する自家用車の場合のガソリン代の話かと思います。そして、この中に、ガソリン代という名目ではないけれども、借用謝礼という範囲の中で出していただけるということでしょうか。

ガソリン代という名目はないけれども、借用謝礼（新設）として整理して、個人で車を出したそのガソリン代を謝礼という形で出していただけるということでしょうか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） こちらは、車本体を借りたときに謝礼として払うもので、ガソリン代は含んでいません。ガソリン代は、個人の自家用車を使った場合でも、レンタカーを借りた場合であっても、別途、ガソリン代という項目を旅費のほうで請求をしていただいて、使用した距離に応じた区分のガソリン代を別途お支払いしたいと考えています。

○下山委員 分かりました。

○倉知委員長 個人で車を借りた場合のガソリン代は、旅費で請求するのでしょうか。

○武岡委員 前回の本部委員会で、ガソリン代を1キロメートル当たり幾らにするかをお話しした記憶があるのですけれども、あれは今後の見直しの中の話でしたか。

確かに、現時点でガソリン代は認められましたか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） ガソリン代については、昨年12月にもう認めていただいて、1キロメートル当たり22円という基準を定めて、今年度、4月からの事業については、1キロメートル当たり22円までしかガソリン代は認めませんということで周知して行っているところです。

○倉知委員長 さらに、個人の車を貸してくれたから謝礼を払いますというの、また別ですね。

○事務局（下宮市民活動促進係長） もちろん、これまで個人から車を借りた場合は謝礼が支払われていたのですけれども、ある種、基準が定まらなくてちょっと高いものも見受けられるということだったので、基準を定めていきたいと考えているところです。

○倉知委員長 もし資料が出てきたときに、金額がちょっと高いのではないかという場合で、何も根拠がない場合は、受付をした時点でちゃんと出してくださいと必ず言うのですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 金額が出た時点で疑義が感じられるような場合や、通常ですとインターネットで同じ料金表が見られるはずなのですが、それが見られないような場合にはそれを出してくださいというお願いをしたいと考えています。

○倉知委員長 金額が妥当だなという判断であれば、特に出さないということですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） そう考えていました。

○倉知委員長 多分、手続が大変になってしまうので、ひとまずは事務局の判断に任せて進めて、やっぱりおかしいとなったら変えるという方向でいかがですか、武岡委員。

○武岡委員 「場合がある」を取るべきだと私が申し上げたことに対するお答えですよね。

今の事務局のご回答は、出てきた時点で事務局で調べてみて、よく分からなかつたら団体に問い合わせるということですか。それだったら、最初から出してもらえばいいのではないかと思うのです。そうしたら、事務局が調べる手間が省けませんか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 例えば、一般的なレンタカーや会館やホールを貸し出しているところの料金に疑義があることはまず考えられないと思っていまして、それ以外の見たことがないような会館が出てきたときにだけ、必要があれば確認をするというほうが、団体の申請のときの負担も減らせるのではないかと考えました。疑義があると考えられるようなケースと、適正に一般的に貸し出しているケースを考えると、こちらの場合のほうが団体の負担を減らせると考えました。

○武岡委員 貸し館をやっているところはインターネットで料金表を見られるようにしているので、大抵は調べられるのですけれども、私が思い浮かんだのは、会場費のほかに、イベントをするときに団体のメンバーが持っている音響器具などを借用するといって、1日当たり何千円というふうに出てきているものがあつて、根拠は何なのかと思った記憶があるのです。そういうものはあらかじめ根拠資料をつけていただきたいという思いがあるのですが、それも、必ずしも申請時に求めなくても必要に応じて求めればいいということになりますか。

そこまで固執するつもりはないですが、牽制するというか、言い値をそのまま認めるのではなく、ちゃんと根拠は示していただきますと伝えることは大事だと思っています。

○事務局（西山市民自治推進課長） ご意見ありがとうございます。

最終的な記載ぶりをどうするかということはありますか、妥当だと思うような一般的な内容のものまで全部根拠書類をつけるとなると手間なのでそこは省略しつつ、今、武岡委員からお

話があったような特殊なものについては、根拠書類を出していただくような、それを促すような記載ぶりを検討していきたいと思っております。

○吉岡副委員長 今、武岡委員がおっしゃったように、ちょっと心配だというような団体は何割ぐらいいるものなのでしょうか。

全体の中でかなり少ないのであれば、それ以外の人の負担を多くするのはどうなのかと思うのですけれども、そういう疑義を感じるような団体がかなりの割合でいるのだったら、最初から出してもらったほうがいいと思います。どんな感じなのでしょうか。

○武岡委員 そんなにはないと思いますが、ただ、怪しいというところは固定していますね。

○吉岡副委員長 そこはもう繰り返し出していらっしゃるのだろうと思うので、少し配慮しながら、ほかの多くの団体はしっかり準じてやっているのであれば、そこに負担がさらに加わって申請がためらわれるのちよつと心配です。そこはなるべく気にしていったほうがいいと思います。

○土田委員 「場合がある」というところは、普通は求めないという前提で文章が書かれていると思うのです。ですから、今、話を聞いていても、計画を立てる段階で正当に請求しているのであれば問題ないのですけれども、後づけで提出してくれというよりは、「場合がある」を取ってしまって、原則、求めますというほうがかえっていいと思います。いかがでしょうか。

○倉知委員長 どうですか。

「提供を求める」としておいて、実際の提出がなくても問題がなければスルーして、でも、ちゃんとしていないところにはプレッシャーになるから、「求める」とは書いておくと。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 会場を借りないで行う事業はあまりないものですから、ほぼ全ての団体への影響があるのかなと思います。

あとは、会場を複数借りる場合、全部の料金表をつけてもらって、我々もその料金表を全て見ると、事務局的にも、疑義がある団体の確認をしたいという目的であれば、その団体に出させるほうが効率的だし、効果があるのではないかと考えていました。

○繁富委員 この料金表などを求める場合は、レンタル・リース業を営む事業者から借りても、借用謝礼で借りても、両方必要ということですか。借用謝礼で借りたときだけ料金表などを提供してくださいという形なのですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） こちらは、使用料・賃借料で、レンタル・リース料として団体が申請してきた場合に、その料金は本当に正しいのかという疑義があった場合に料金表を求めることがあります。通常の地区会館であれば、我々も貸し出しをしていることを分かっているので、そういうものは求めるということです。

○繁富委員 では、レンタル料、リース料として出しているものには全部つけてくださいというわけではないのですね。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 事務局案はそういうご提案です。

○吉岡副委員長 今はそういう案を出していますけれども、「場合がある」を除いた場合は、地区会館とかレンタル・リース業で借りるところも全部つけることになるのですね。

○事務局（下宮市民活動促進係長） そういうご提案なのかと思います。

○吉岡副委員長 それはちょっと……。

○千田委員 怪しいところが何もつけずに出てきたときに、これはどうなるのですかというのを事務局が確認するのは、やっぱり負担があるだろうと思うのです。ですから、例えば、ホームページ等で料金表や金額が一般に公開されていない場合は提供してもらうという補足をつけることによって整理できるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○妻倉委員 なるべく皆さんに扱ってもらいたい助成金なのですけれども、事務局の負担のことも含めていろいろ考えてみると、全部を出してもらうのはちよつと大変だと思うので、千田委員が言ってくださったところが一番いいような気がします。

○倉知委員長 そういうものであれば、負担もなく対応できますか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） それですと、我々が求めたいところを出してもらえる形になるので、そのような記載にさせていただきたいと思います。

○倉知委員長 では、ひとまず次に行きましょう。

○武岡委員 もう一点は、物品のただし書ですね。例えば、活動当日に借用する場合のみとす

るとか、市販されていないもの、市販されているものよりも安価に借用できるものに限るというただし書が子どもゆめ基金だとあるのですけれども、報償費の今後の助成の考え方の丸ボツの2番目に、「活動内容や借用物品に見合った社会通念に即した適正な金額を認める」と書いてありますて、これは使用料や賃借料についても同じだと思うので、共通するものとしてちゃんと確認して、申請団体にも伝えるようにしていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○倉知委員長 そういうふうに限定を入れると、何か問題はあるのですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 今、子どもゆめ基金でご紹介がありました当日使用するものに限るという部分については、さぼーとほっと基金に関しては準備期間も全て事業ですと言っているので、そこはちょっと該当しないところがあると思います。

ただ一方で、借りるよりも買ったほうが安いというようなケースを想定されているのであれば、それは注意書きに書くことは可能かと思います。

○倉知委員長 さぼーとほっと基金の理念にそぐうものだけは入れてもらう感じで対応してもらうということでおろしいですか。

活動当日のほうを入れてしまうと……。

よろしいですか。

○武岡委員 はい。

○倉知委員長 それでは、対応できるところでお願いします。

報償費に移らせていただきます。

報償費について、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

○妻倉委員 今、武岡委員からもあったのですけれども、社会通念に即したというところは、書類にあまり詳しく書くかどうかと思われるかもしれないのですが、申請するほうは、書類を見て、これが該当するかしないかというふうに読むのです。そうすると、社会通念というところがすごく難しくて、多分、私は電話をすると思います。ですから、先ほどもおっしゃられたように、この辺は多少補足していただいても申請する側の負担にはならないと思います。

○倉知委員長 それでは、負担がない範囲で質問が来ないように補足できれば、文言を入れてください。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 分かりました。ありがとうございます。

○倉知委員長 ほかに報償費に関してご質問、ご意見がある方がいらっしゃいませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○倉知委員長 次に行きます。

役務費の通信費・広告料、委託費について、何かご質問、ご意見等がある方はいらっしゃいませんか。

○武岡委員 先ほどのご説明の中にチラシのデザインのお話があったのですけれども、ついこの間の申請の中にもこんなものがあったのです。

ある団体がイベントのチラシのデザイン料を計上してきて、それがA4判の片面で5万円なのです。それを誰に払っているかというと、団体の構成員で、事業を申請している担当者がやっている会社に、片面で5万円、両面あるいは二つのイベントだと合わせて10万円といつて支出をしているのです。

そして、その会社が何の事業をしているかといったら、チラシのデザインを専門にやっているわけではないのです。身内がやっている会社に委託していること、その会社はデザインを本業にしているわけではないこと、そして片面で5万円という価格、様々な点で不適切だと私は思っています。

先ほどのご説明だと、チラシのデザインを委託する場合には、広く印刷やデザインを請け負っているときは可だと。それ以外は、ボランティア謝礼として整理をするということなので、今後、当該団体がチラシを委託するというのは認められなくなって、ボランティア謝礼になるのですか、1日につき1万円までですね。

この場合、5日間かかりましたと言ってきたら5万円を払うのですか。

私でも数時間でつくれるというぐらいのものです。ですから、その辺の歯止めといいますか、それが気になりました。

○事務局（西山市民自治推進課長） おっしゃられるように、今のような事例であればボラン

ティア謝礼のほうで対応するということになります。また、何日かかるかというのは、言い値のようなところもあるので、業務の内容とかかる時間や日数については、こちらのほうでも整理をしながら、本当に時間がかかるものなのか、どこまで見られるか分かりませんけれども、言った者勝ちにならないように、確認しながら進めていきたいと考えております。

○倉知委員長 どうなったら理由書をつけなければいけないとか、特ないですよね。何日かかるって、金額がいっぱいになっておかしいなとこっちが思った場合にはですね。例えば、理由が書いてあればこっちも判断ができるけれども、何もないと判断できないではないですか。そういうものを求める、求めないというのは、今は何かあるのでしたか。

○武岡委員 ボランティア謝礼となると、今後の助成の考え方で「活動内容や借用物品に見合った」とあるので、つくったものの内容に見合った適正な額を認めますと。それ以外は認められない場合があるとか、何か一言入れることはできないですか。

○土田委員 デザインというのは、その人の才能だから何とも言えないですけれども、今の話を聞いたら、それを職業としていない人がデザインするという価値がどうなのか、我々素人としては疑問を持ちますよね。

ですから、広告会社に出したと。そうしたら、向こうの言い値で契約を進めましたではなくて、結局、その人でなければそのデザインができないような特殊なものであれば別ですけれども、全然関係ない人でもつくれるようなことであれば、それが5日間かかったから5万円だというのは、どうも解せないです。

例えば、その人も参加して、いろいろな人が参加した中で、たまたまその人に当たったと。全然関係ない職業なのだけれども、当たったのであればお支払いするというのはいいのですが、何か向こうの言いなりで請求したものに対して支払うというのは、やっぱり疑義がある感じがしますね。

○吉岡副委員長 武岡委員、先ほどから出ている子どもゆめ基金では、これはどういうふうに処理しているのでしょうか。

今の5万円のデザイン料というのは、社会通念上、ちょっとどうかと思うのですけれども、でも、これはオリジナリティーがあるからと言われたらそのとおり出さなければならないかもしれません。何か規制できるものがあればそうしたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○武岡委員 そもそも、子どもゆめ基金では雑役務費がありまして、団体構成員（家族を含む）の勤務先及び所属団体への支出は助成対象外なのです。自団体または共催団体に対する支出も対象外ですし、自団体または共催団体の構成員に対する支出も対象外です。団体の代表者が所属する別団体の構成員に対する支出も対象外なので、そこは結構厳しいと思います。

チラシに関しては、その他の経費というものがありますけれども、特に厳しいことは書いていないですね。

○倉知委員長 きっと、子どもゆめ基金に比べたらさぼーとほっと基金はもうちょっと緩めで、応援して出してあげようというものであると思うのです。そうかといって、それをいいことに、自分の都合のいいように解釈して請求してくる団体もいるので、そこをちょっと牽制できるように、気づいてくれるようなものがあったらいいのですけれども、いい考えがある方はいらっしゃいませんか。

○繁富委員 例えば、チラシのA4判の片面だったら幾らという料金設定をしておいて、相見積りを取っていただいて、金額を超えているようであればその理由書をつけてもらうとか、相見積りを取ったのに高い人に頼むのであればその理由書をもらうとか、そういう形はできないですか。

○妻倉委員 相見積りはよくあるパターンですけれども、結構もらうのが大変というか、申し訳ないというのがあるので……。

福祉事業所をやっているのですが、何時間かかったからその分の料金にとはならないと思うのです。サイズは関係なくやると思うのです。チラシでもポスターでも一つの絵として考えて、ボランティアというところであれば、上限というのはあまり好きではないですけれども、ぱっと考えると5,000円から1万円かなと。内部でのチラシ作成についてはこれですよというものを何か決めたほうがいいと思います。

○武岡委員 子どもゆめ基金でのチラシの作成謝金がありました。チラシ作成のほかに、原稿

執筆とか看板作成とか翻訳とかもありますけれども、1万円です。1人助成活動1件当たり1万円まで、かつ、日付のみや色合いの変更のみ等、軽微な修正に対する作成謝金は認められない場合がありますのでご注意くださいとあります。ですから、毎年やっているもので、前年のものを日付だけ変えるとか、ちょっと直したようなものは認められない場合がありますとわざわざ書いてあります。

さぽーとほっと基金でも、そういうものがありますよね。毎年やっているもので、日付だけ変わっているというものはあります。

○倉知委員長 今はチラシが問題になっていますが、例えば、チラシはよくあるから出てくるので、チラシぐらいは文言の中に入れてしまつたらいいのではないですか。牽制の意味も込めてです。それはまずいでしょうか。

ほかにこれもあるというものがいっぱいあつたら、また変わってくるのでしょうかけれどもね。

○事務局（下宮市民活動促進係長） チラシ作成に関わるボランティア謝礼については、1デザインで1万円ですということを明記したらよいのではないかというご提案ですか。

○倉知委員長 ほかにもあるのだったら変わってくるでしようけれども、とにかくチラシは気になるということであれば……。

ほかに委託業務のようなもので何かありましたか。

○武岡委員 チラシが多いですね。

○倉知委員長 だったら、チラシぐらいを入れておくというのはまずいですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 募集要項に、チラシは一つのデザインで1件ですといった注意書きは書くことができると思います。

○倉知委員長 それを入れるだけでも大分変わってくるのだったら、その金額は幾らが妥当か私はちょっと分からぬのですけれども、そういうもので対応してもらうのはいかがですか。

○千田委員 ポスターもありますかね。ポスター、チラシですね。

○下山委員 何枚までという制限は必要ないですか。チラシ何枚までと。

○倉知委員長 デザインがいっぱいあつたら増えてしまうとか、どうなのでしょうか。

○武岡委員 子どもゆめ基金だと、助成活動1件当たり1万円までなので、一つの事業に対して1万円までではないでしょうか。チラシだろうが、看板だろうが、ポスターだろうが、ひとつくるめて1万円までではないでしょうか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 子どもゆめ基金の場合は、事業が結構限定されているので、基本、一つの事業で、何日間かで同じことをやりますという事業が主に多いと思うのですが、さぽーとほっと基金の場合は、特に団体指定助成だと、複数の事業を並行してやって、まるっと一つの事業として実施している団体もあるので、1事業という縛りをかけてしまうと、ちょっと厳しい部分もあるのかなと思います。

○倉知委員長 その縛りのかけ方がちょっと分からぬので、後で、こういうものではどうでしようという案を委員に示してもらったほうがいいですね。

多分、上限を設けると最大で利用するはずだし、うまい感じの何かがありますか。

○事務局（西山市民自治推進課長） 細かくすればするほど煩雑になっていくので。

○倉知委員長 取りあえず挙げておいて、来たもので判断するのはどうでしょうか。

○事務局（西山市民自治推進課長） あとは、どのくらい費用がかかるのかというところも含めて必要最低限な範囲の中で申請してくださいというように、ポスター、チラシに限らず、役務や委託に出すものはそういう追記をしながら、内容については事務局も整理した中で、最終的に審査委員会の中でそれが本当に妥当なのかどうかをご判断いただくという方法はあると思っております。

いずれにしても、今ご指摘いただいた部分については、何らかの追記ということで書かせていただきたいと思いますが、あまり細かくなり過ぎるとまた煩雑になってしまうかと思っております。

○倉知委員長 最終的な判断はお任せしますが、一応、チラシなどについてとか、もし何かを入れられるのであれば……。

○吉岡副委員長 確認ですけれども、5万円という形で出してきたものに対しては、審査し

て、かなり減額をしてここまでというふうな判断をするということですね。違うのですか。

○倉知委員長 それが来ないようにしたほうがいいということではないですか。

○吉岡副委員長 そういうことなのですね。

○倉知委員長 それが駄目という判断をしてやるとなると、事務局が大変になってしまうのです。その入り口の段階ですね。

○吉岡副委員長 来ないように、入り口の段階で関所をつくるみたいな感じですね。

○倉知委員長 今の話の中からご対応をお探しくださいと、抽象的に濁してしまいました。

次に行きましょう。

人件費について、ご質問、ご意見等がある方がいらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。

○土田委員 今回、取扱いに併せて今後検討するというのが結論だったのですけれども、その前の審査委員からの意見ではなくて、活動団体のほうからこういうことを認めてほしいという話が出てているのですね。

そこで、今、そういうような事例がどのくらいあるのか、今回ここで検討しなくてもいいものかどうかと不安に思いました。

○事務局（下宮市民活動促進係長） こちらは、事務局が行った調査というよりは、団体からの要望があったものです。団体からの要望を取りまとめた意見をいただいたものですから、具体的に全団体のうちの何割がそれを求めているかまではちょっと把握をできておりません。

○土田委員 要望がかなりたくさんあるのだったら検討しなくてもいいのかなと思ったのです。今は検討しなくていいのであれば結構です。

○事務局（下宮市民活動促進係長） こちらは、もともと、さぽーとほっと基金が事業助成であって、団体活動の経常経費は対象外としていますというところから出発した中で、初めて、新型コロナウイルスの助成で人件費という経常的な経費の部分に踏み込んだものなのですけれども、それを今後拡大していくべきなのか、これまで活用された実態を見ながらどうしていくのかを含めて、今後、ちょっと時間がかかるかと思いますので、改めて検討させていただきたいと考えております。

○倉知委員長 ほかにご質問、ご意見がある方はいらっしゃいませんか。

○武岡委員 現在、テーマ指定助成については人件費が認められているわけですけれども、我々は報告書を見る機会があまりないのです。ですから、実態がよく分からぬのですが、事務局から見て、問題があるようなケースはないのですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 今、テーマ指定で報告書が来て確認したのは、特に令和6年度のウェルネスの部分を見たのですけれども、8団体中4団体ぐらいが人件費の報告を上げてきていますが、助成事業の分だけが対象というところに団体の認識が及んでいない部分があります。団体がふだん使っている出勤簿を提出していただいて、その中で助成事業分だけを申告してくださいというふうに求めているのですが、それが抜き出せなくて、結局、事務局のほうで1人1か月ずつ助成事業は何日だったのかというのをチェックしないと正しく扱えないような形になってしまっています。

そこについて、どのようにやっていくと、団体の手間も少なく、我々も確認が容易になるのか、ちょっと検討が必要かなと考えております。1か月分を全部出してしまっているような団体が多く、説明をしてもそれをなかなか理解していただけないというか、直すのが難しいような状態になってしまっています。

○武岡委員 それは、1か月分を丸々認めてほしいという意図で出してきて、なかなか切り分けをしてくれないという意味ですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） A事業、B事業、C事業を団体でやっているとしたら、A事業が今回の助成事業の分なので、A事業の分だけを抜き出してくださいとお伝えして、分かりましたとおっしゃっても、その抜き出す作業が正しくできていないということです。まだ数がそんなに多くはないので、何とか対応はできているのですけれどもという状態です。

○倉知委員長 そこら辺は、今後また検討をしていくことになるのですね。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 来年度以降のテーマ指定助成をどうしていくかと併せ

て、人件費の取扱いについてもご審議いただきたいと考えております。

○倉知委員長 それでは、ひとまず置いておいて、ほかに人件費についてご質問、ご意見等はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○倉知委員長 それでは、見直し案に従って、あとは委員の意見も取り込んで進めていただくという方向でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○倉知委員長 では、次に行かせていただきます。

令和8年度のテーマ指定助成について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 令和8年度テーマ指定助成についてご説明いたします。

令和6年度からユニバーサル、ウェルネス、スマートのテーマ助成を行っており、令和6年度はウェルネス、令和7年度はユニバーサルで助成を行っております。令和6年度のウェルネスでは8件、令和7年度は5件の助成を行っておりました。令和8年度につきましては、残るスマートをテーマとして助成を行いたいと考えております。

スマートとは、誰もが先端技術などにより解決に暮らし、新たな価値の創出に挑戦できる社会の実現を目指すものです。

ここでは事業例として、デジタルを活用した誰もが受講しやすい講座の開催や、効果的にデータを活用した利用者にとって分かりやすい情報発信を挙げております。

今後、事業募集に当たっては、団体により事業のイメージを持ってもらえるよう、事業例の工夫を行いたいと考えております。

また、令和6年度から令和8年度の3年間でユニバーサル、ウェルネス、スマートの各テーマを実施することとなることから、令和9年度以降のテーマ助成については、その実施の有無を含めてこれまでのテーマ助成の実施状況を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

以上で、事務局からのご説明を終わります。

○倉知委員長 ただいまの説明に対して、各委員からご質問、ご意見がありましたら挙手をお願いします。

○武岡委員 テーマ指定助成は、受けるのに何か制約はありましたか。例えば、何年連続は駄目だとか、合計で何百万円以上は駄目だとかというのではありませんか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） テーマ助成は、一つのテーマで1回ということで、ウェルネスをもし2回募集することがあったとしても、ウェルネスを2回受けることはできないという制限があります。

○武岡委員 それ以外に金額などはないですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） それ以外はございません。1事業当たり200万円という上限があるだけです。

○武岡委員 ウェルネスとユニバーサルでテーマが違うにもかかわらず2年連続で助成されている団体があります。これは、審査を勝ち抜いて勝ち取ったものだと思うのですけれども、それぞれのウェルネスとユニバーサルというテーマに沿った内容をやってきていると事務局ではお考えですか。それとも、テーマは違うけれども、結局、似たような内容だなという感じなのでしょうか。

そもそも事業名が一緒のケースがありますよね。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 事業名は同じなのですけれども、やっている中身は、内容が違ったり、テーマに合わせた切り口での事業として申請いただいているものと思います。

○倉知委員長 令和8年度のスマートにも応募してくるかもしれません、また選ばれたとして、令和9年度にウェルネスに戻ったとしても、各1回だからもう応募はできないとなるのですよね。結局、その3年間は続けられるけれども、その後は自分たちでどうするか、ほかに応募することを考えなければいけないということですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） そのとおりです。

○千田委員 同一団体が1テーマで1回でしたか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 同一団体が1回です。

○倉知委員長 その後にどうなるか、心配ですよね。一周回った後にですね。

○事務局（西山市民自治推進課長） これまで、ウェルネス、ユニバーサル、令和8年度はスマートと考えているのですけれども、これは順繰りに回っていくことで決まりではなくて、令和8年度はスマートでやりながら、令和9年度は、テーマ指定助成の在り方や有無も含めた中でテーマをどうしていくか考えていくことをです。これは、先ほどお話をさせていただいた人件費のところも関わってくるので、いずれにしても令和9年度に向けて考えていきたいながら、令和8年度のテーマについてはスマートでやらせていただきたいという考え方でございます。

○武岡委員 令和6年からそれぞれ一つのテーマで、ウェルネス、ユニバーサルときて、次はスマートということですが、当初は違う案も提案されていて、令和6年はウェルネスにするけれども、その後からは二つのテーマを並行させていくというご提案があったと思うのです。しかし、結局そうではなくなったようですが、過去2年のテーマ指定助成の応募状況等を勘案して来年度はスマートにということですけれども、これは具体的にどういうことなのか、教えていただけますか。

応募状況を勘案してというのは、応募状況がたくさんあったからということなのか、もうちょっと具体的に教えていただければと思います。

○事務局（下宮市民活動促進係長） こちらは、応募の数もそうですし、応募してくる事業とのマッチング度合いも含めて、どういったテーマがふさわしいのかということを考えていきたいと思っています。ユニバーサルもウェルネスも、スマートもそうですが、結構幅広い事業をカバーできるようなテーマであるので、そういう形がいいのか、過去にあったような被災事業を応援しますとか、そのようにもうちょっとテーマを絞ったほうがいいのか、そこも含めて検討していきたいと考えております。

○千田委員 この三つのテーマというのは、札幌市のまちづくり戦略ビジョンにのつとった形で、今、札幌市として重点的に取り組むべき項目だということでの選択だったと思います。そこで、来年度のスマートの次は、そこから検討対象であるということでしたが、このテーマ 자체は札幌市の方針に沿ったものではない可能性もあるということですか。ここで決める可能性もあるということですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） ウェルネス、スマートを順繰りにしていって、もうちょっと募集を変えたほうがいいのではないかという方針であればそうですし、がらっと変えたほうがいいということであれば、新しいテーマを決定することもできると考えております。

○千田委員 まちづくり戦略ビジョンは期間が決められていたと思うのですけれども、この第2次はいつまででしたでしょうか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） たしか令和13年までだったかと思います。

○千田委員 その段階で来年にまた考えることになると思うのですけれども、やっぱり、テーマ指定は根拠があってこのテーマにするというところが必要だと思うので、ある程度、市のビジョンに沿った形で、第2次が終わるまではまちづくり戦略ビジョンの三つの流れに沿っていくのか、ほかのビジョンのすごく大切なキーワードに沿ったテーマ設定にすべきかと思います。

○倉知委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○倉知委員長 きっと、今後、課題が出てきて、検討してくださると思います。

次に行きます。

3. 報告・連絡事項

○倉知委員長 それでは、3の報告・連絡事項の第4期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 最後に、第4期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の進捗状況について、資料3に基づいてご説明いたします。

基本目標ごとに成果指標と令和6年度の取組結果、主な施策の順にご報告いたします。

まず、基本目標1の様々な参加機会の創出です。

成果指標である市民まちづくり活動に参加したことがある人の割合は、令和4年度は86%。

3%、令和5年度は84.9%、令和6年度は83.8%で、前年よりやや減少してございます。

この数値は、毎年実施している指標達成度調査（事業の効果に関する市民意識調査）の結果を集計したものです。

調査では、様々なまちづくり活動について参加状況を尋ねており、全ての回答から、いずれの活動にも参加していない、または無回答の方を除いた割合を成果指標として算出しています。

本調査については、これまで郵送のみの調査であったものを、令和5年度からインターネット調査も導入しております。

この調査方法の変更により、現役世代の40代、50代の方からの回答が増え、相対的に高齢者の回答が占める割合が減少しております。

高齢の方はまちづくり活動に参加する方も多く、こうしたことが指標減少の一因となっている可能性がございます。

また、これ以外にも複合的な要因が考えられることから、今後の経年変化を踏まえて、引き続き分析を行っていきたいと考えております。

主な施策として、多様な参加機会創出のため、市民活動サポートセンターでは、市民まちづくり活動を始めるきっかけづくり、活動機会提供のためのメールマガジンや情報誌の発行、ユーチューブによる情報発信を行っております。

また、若者、子どもの活動促進として、次世代の活動担い手育成事業を実施しております。小・中学生から大学生までを対象に、まちづくり活動への気づきや参加機会の拡大をしております。

引き続き、様々な施策を通じて、まちづくり活動への参加の促進に向けた取組を行ってまいりたいと考えております。

次に、基本目標2の地域コミュニティの活性化です。

成果指標は2点ございます。

1点目の現在住んでいる地域にこれからも住み続けたいと思う人の割合は、令和6年度は77.5%で、令和4年度、5年度から上昇しており、令和10年度の目標の達成に向けて進んでおります。

2点目の町内会加入世帯数は、69万1,902世帯でした。令和4年度、5年度から増加しており、目標の72万3,778世帯に向けて推移してございます。

主な施策としては町内会活動総合支援事業を実施しており、各種媒体での加入促進啓発や不動産関連団体等との連携した取組、町内会の課題解決支援や町内会条例の周知啓発を行っております。

続いて、基本目標3の運営体制強化です。

成果指標である市民活動サポートセンター登録団体数は、令和6年度は1,234団体でした。令和5年度の1,245団体から若干減少しておりますが、これは活動していない団体の登録抹消などの数字の整理を行っているためです。

主な施策として、認定NPOセミナーを昨年12月に実施しました。あわせて、認定に関する個別相談について常時受け付け、NPO法人の支援を行っております。また、広報活動により寄附を促進し、NPO法人の財政基盤強化を図っております。

基本目標4の寄付文化の浸透です。

成果指標は、さぽーとほっと基金に関する2点です。

年間寄附件数は、令和6年度は2,293件で、令和4年度の1,561件、5年度の1,614件から大きく増加し、令和10年度目標の2,000件に到達しました。一方で、累計寄附金額は14.2億円となっており、令和4年度、5年度から増加しておりますが、目標値には届いておりません。これは、主にふるさと納税ポータルサイトを経由した個人の寄附が増えていることが要因と考えられます。

札幌市では、寄附を受け付けるポータルサイトの種類を増やしたことから、全体としてポータルサイト経由の寄附が増加しており、これに伴って、さぽーとほっと基金を選ばれる寄附も増えております。ただ、個人の寄附は少額であることが多く、そのため、寄附件数の伸びほど

寄附金額は伸びておりません。

主な施策として、さぽーとほっと基金事業を推進しております。

令和6年度の寄附件数と寄附金額は先ほどご紹介したとおりで、139件の事業に対して5,136万円の助成を行いました。

P R活動として、寄附つき商品やポスターの掲示、デジタルサイネージなどの放映による情報発信を実施しております。また、こちらの市民まつり活動促進テーブルにおいて制度見直し等の協議を行っていただいているところでございます。

最後に、基本目標5の多様な連携・協働です。

成果指標は3点ございます。

連携している市民まちづくり活動団体の割合は、令和4年度で54.8%です。こちらは、基本計画の策定に合わせて5年ごとに調査を行っております。また、次の市と協定を締結している企業数は1,466社となり、令和4年度の1,268社、5年度の1,317社から増加し、令和10年度の目標の1,400件に到達しました。また、さっぽろまちづくりスマイル企業認定数は、令和6年度86社で、令和4年度、5年度から増加しており、目標の90社に向けて取り組んでおります。

主な施策として、地域課題解決のためのネットワーク構築事業を行っております。

具体的には、N P Oと町内会などが協働して地域の課題解決に取り組む活動を支援するネットワーク事業、こちらは令和6年度4件、スキルやノウハウを有するN P O地域に派遣する地域連携促進事業、こちらは令和6年度13団体で実施しております。

以上、第4期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の進捗状況についてのご報告でございました。

○倉知委員長 ただいまの説明に対して、各委員からご質問、ご意見がありましたら挙手をお願いいたします。

○武岡委員 基本目標1の成果指標ですけれども、市民まちづくり活動に参加したことがある人の割合ということで、これは以前にも議論した記憶があるのですが、かつての定義だと、市民まちづくり活動というものにごみの分別も含まれるということでした。ふだん、ごみの分別をしていたら、それは市民まちづくり活動に参加したことになり、この83.8%に含まれるということです。

ただ、ごみの分別は、普通に考えて、市民まちづくり活動に参加しているというイメージとは違うのではないかということをここで議論した記憶があります。もちろん大事なことだとは思いますが、それがまちづくり活動と言えるのかどうか、ちょっと疑義があるという話をしたことがあるのですが、その定義は変わっていないのでしょうか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） こちらは、経年変化を見るために質問項目にはごみの分別の部分についても含めた状態で調査を行っているところでございます。

○武岡委員 もう一点よろしいですか。

基本目標3で、認定N P Oセミナーを昨年12月に実施したということですけれども、認定N P O法人に寄附をすると、寄附した人には税制上の優遇措置があるので、そういったN P Oが増えれば寄附をしようという気になる人も増えるかもしれないでいいことだと思います。ただ、札幌市にはさぽーとほっと基金があって、さぽーとほっと基金では寄附をして団体指定もできるわけです。そうすると、団体が認定N P O法人ではなくても寄附をした人は税制上の優遇措置を受けられてしまうのです。

ですから、N P Oの側に認定を受けようという動機づけはあまりないのではないかという思いもあるのですけれども、これは、どれぐらいの数のN P O法人が参加したのか、実際に札幌のN P O法人が認定を受けようというニーズはどれぐらいあるとお考えでしょうか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） こちらは、昨年度はさぽーとほっと基金の制度改革の説明会と同時開催したために、認定N P Oだけを聞きたいという団体が幾らあったかはちょっと把握できていないのですけれども、総勢100名ぐらいは参加されていらっしゃいました。

ただ、認定N P Oの制度が開始されてからだんだん年数がたってきたこともあって、なりたいという団体は既になっているところがありまして、ニーズはだんだん減ってきてていると思います。

○武岡委員 条例で個別に指定するという仕組みもあるわけですけれども、あれはすごく少なかった記憶があります。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 今、条例個別指定は0件でございました。

○千田委員 基本目標1のごみ分別の件は、武岡委員のお話に同感です。

逆に言うと、どんどん令和4年から令和6年まで毎年下がってきていて、83.8%で答えられている方々は、ごみの分別が含まれても本当にこの割合なのかと思うところがあります。経年変化を見るためにこの設問は変えないということは理解したのですけれども、市民まちづくり活動が何に当たるのかということが答える方に正しく伝わっていないというか、ごみ分別がこれに当たって参加したことがあると答えていいとちゃんと伝わっているのだろうかと感じたのです。

例えば、こういうものが市民まちづくり活動に当たるということが答える人は分かるような設問になっているのでしょうか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 設問につきましては、全部で十幾つぐらい並べておりまして、今お話があったごみの分別やごみステーションのマナー遵守のほかに、近隣のごみ拾いをやったことありますか、雪捨てのマナーや凍結道路の砂まきをやったことがありますか、寄附や募金はやったことはありますかなど個別に聞いていって、最後にどの活動にも参加したことがないというものを選ばれた方や、そもそもその設問に回答していない方の割合を参加したことがない方として算出しております。複数回答を可能にしているので、そのように算出しているところです。

○千田委員 ごみの分別をしていないと答える人が16%ぐらいもいることに、ちょっと悲しい気持ちになりました。

○土田委員 これとも関連するのですけれども、私たちが住んでいる地区には市営住宅がかなりたくさんあって、町内会に加入していなくても、別段、不利益を被らないものですから、近年、担い手がいないということで、どんどんと脱退していくのです。私のところも市営住宅の半分は加入していないのです。

しかし、例えば、民生委員とか青少年育成とかいろいろな活動はやらなければならぬし、消防署と、昔の消防署組合みたいなボランティアがつくっている団体がありまして、その活動には町連として毎月1世帯幾らという形で支払ったり、いろいろな面で自治連からお金が出ているのですが、そういうことには全然関心のない人たちが多いのです。

ですから、市長懇談のときにその話をよくするのですけれども、町内会の会員でなくともいいのだったら、何かペナルティーを考えたらいいのではないかと言うのですけれども、市長は、みんな仲よくというか、困っている人たちのためにということなのですね。本当に近年は町内会活動から手を引いていく団体が非常に多いというのが実態です。

ですから、先ほどのごみの問題もあるのですけれども、うちの地区は学生のワンルームマンションみたいなものがたくさんあります、そういうところは本当に一時困ったのですけれども、今は条例でアパートやマンションは自分のところでごみステーションをつくらなければならないということになって、ごみ問題はいいのですけれども、いわゆる配付物などは一切拒否するという人たちがだんだん多くなってきて、町内会としては非常に困ったという感じを受けているのです。

ですから、先ほどあったごみ問題についても、本当は分別は100%のはずなのですが、そんなところに关心のない人が多くなってきているのではないかと思います。

○吉岡副委員長 今、土田委員から現状のお話を聞いて、今は町内会とかPTA活動というような地域のつながりに関わりたくないという人が増えつつありますね。札幌市は町内会を大事にしたまちづくりをしてきましたので、非常に危機的な時代を迎ってしまったと思いますが、そういうことも含めて考えないと、この先、まちづくり活動なんて全く興味関心がないという人が増えていく一方ではないかと思いますので、そのあたりにもっとアプローチをしたいという思いがあります。

また、一つ前の議題に戻ってしまいますけれども、さぼーとほっと基金助成制度の入会費のことも今の話と絡めて考えていかないと、この先、全くのボランティアでまちのことをやる人が増えるとは思いにくいので、そういうところも含めながら制度をつくっていかなければいけ

ないのかなと思ったところです。

○土田委員 関連して、我々の年代だとボランティアは無償という概念があるのですけれども、今はそういう考え方ではないです。

うちの町連も学生ボランティアという形で私たちの町内会に参画していただいて、役員、メンバーとして位置づけまして、年間、微々たるものですが、報酬を支払っているというのが実態です。

ですから、これからは、全くのボランティアではなくて、実費がかかるものは支払うという観点で進めていかなければ、まちづくり活動、町内会活動はできないような現状にあるということです。

○倉知委員長 委員からそのような意見、発言がありましたので、何か反映できるように気にかけていただければと思います。

最後に、テーブル委員の任期、改選について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（下宮市民活動促進係長） それでは、現在の促進テーブル委員の皆様の任期とそれに伴う委員の改選についてご説明申し上げます。

現在の委員の皆様方の任期は令和8年4月22日をもって満了を迎えることとなります、札幌市の附属機関である促進テーブルの委員の任期は、規定により、通算6年までと定められてございます。

このたびの任期満了により、倉知委員長、武岡委員、千田委員、池田委員の4名の方におかれましては、通算の任期が6年となりました。

また、公募委員として2年間にわたりご参画いただきました繁富委員、上田委員につきましても今回で任期満了となり、6名の委員が改選となります。

皆様、お忙しい中、促進テーブルの会議への参加や審査業務など、多くのご協力をいただきまして、ありがとうございました。

奥木室長から一言ご挨拶をさせていただきたいと思います。

○奥木市民自治推進室長 市民自治推進室長の奥木でございます。

テーブルの活動が今日をもって終わりということではなく、まだいろいろとご尽力を賜るところはあると思うのですけれども、こうした会議という場で皆さんに集まっていたらるのはこれが一つの節目ということで、ご挨拶をさせていただきたいと思います。

皆様、大変お忙しいお立場の中、このテーブルのご議論に参加していただいて、ご尽力いただきましたことに、事務局を代表しまして、改めて深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

特に、6年という任期の区切りで見ますと、6年前と言えばコロナがこれからひどくなっていくというときだったと思います。会議もリアルで開けないところもあったでしょうし、助成の在り方についても悩みながらご議論いただいたものと思います。

それを抜けて、近年、このような形でまちづくり活動も再び動きを見せて、今、やっと軌道に乗ってきたという時期だと思います。

そのような中で、第4期の計画に関して答申をいただいたり、今日も、現状の活動に見合った助成の在り方について変化を加えていくということをご議論いただきました。

この6年間というのは、コロナという非常に特殊な時代からその先につなげる大事な時期だったかと思いますけれども、皆様のおかげでこうして一つの区切りを迎えることができたと思っております。

テーブルを離れる皆様につきましても、引き続き、まちづくり活動にご注目いただきまして、アドバイス等をいただければ幸いと考えております。

改めまして、皆様、本当にありがとうございました。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 審査委員の皆様方につきましては、この後、1月と3月に団体指定助成の書面審査、そして、4月にはプレゼンテーション審査が控えてございます。

任期満了が近づく中、大変恐縮ではございますが、これらの審査業務にご協力いただきますようお願い申し上げます。

引き続き、よろしくお願ひいたします。

4. 閉　　会

○倉知委員長 それでは、以上をもちまして、令和7年度札幌市市民まちづくり活動促進テーブル第3回本部委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

以　　上